

道路事業評価手法検討委員会における審議事項

(1) 費用便益分析マニュアル(案) (H10.6.26 都市局街路課長・道路局企画課長通達)の改定

- ・ 現在の「費用便益マニュアル(案)」で用いられている原単位は平成11年度時点の価格となっており、その後の経済情勢の変化等を鑑み、原単位の最新の値への改定が必要。

(2) 客観的評価指標(案) (H11.11.1 都市局街路課長・道路局企画課長通達)の改定

- ・ 現在新規採択時評価・再評価等に用いている「客観的評価指標(案)」で採用している評価指標について、行政評価法(「行政機関が行う政策の評価に関する法律」平成14年4月1日施行)の考え方やアウトカム指標の考え方にあわせた改定が必要。

(3) 道路事業・街路事業に係る総合評価試行方針(案)の策定

- ・ 公共事業評価システム研究会(委員長:中村英夫武蔵工業大学教授)での検討結果に基づき、国土交通省としては、一部の事業を対象に総合評価方式に関するケーススタディを実施する予定。
- ・ ケーススタディの実施に際して必要な、「道路事業・街路事業に係る総合評価試行方針(案)」の策定が必要。

(4) 従来の費用便益分析手法では効果の正当な評価が困難な事業の事業評価手法の検討

- ・ 事業評価に係る長期的なテーマとして、モノレール・新交通システム、交通結節点改善事業等の、従来の費用便益分析手法では効果の正当な評価が困難な事業における費用便益分析手法や、歩行者の受ける便益の測定手法等に関する検討が必要。